

令和6年第1回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和6年1月19日(金)
開会 15時30分 閉会 16時12分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 小寺 香里
委 員 藤崎 郁
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 武藤 文雄
学校教育課長 柳井 慎也
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 丸山 純一
社会教育課生涯学習推進係総括主幹 首藤 幸一郎
体育保健課長 川野 眞司
本日の書記 課長補佐兼総括主幹 御手洗 薫 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 それでは、教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、山口委員が欠席です。

教育長 それでは、令和6年第1回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、藤崎委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の中から多田にお願いしています。

教育長の報告

なし

教育長 本日の会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、16時20分を予定しています。

教育長 はじめに、本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により公開となります。

議 事

【議 案】

議案第 1 号 佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の制定について

議案第 2 号 佐伯市最勝海宿泊研修施設の廃止の決定について

議案第 1 号 佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の制定について

教育長 それでは、議案第 1 号佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の制定について、武藤教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 議案第 1 号佐伯市個人情報の安全管理に関する規程について、説明をさせていただきます。

この議案は、個人情報の保護に関する法律第 66 条の規定による保有個人情報の安全管理のための措置として、保有個人情報の適切な管理に関し必要な事項を定めるため、新たに訓令を制定しようとするものであります。

この訓令の本則は、第 1 章から第 11 章まで、全 46 条で構成をされております。

まず初めに、なぜこの訓令を制定しようとするのか、その背景について説明をさせていただきます。個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和 5 年 4 月 1 日から地方公共団体の機関についても、個人情報保護法が適用されることとなりました。個人情報保護法では、行政機関等において、個人情報の管理が十分になされておらず、また、個人情報を取り扱う者がその内容をみだりに他人に知らせるなどした場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなることから、このような事態を防止するため、行政機関等が講ずるべき措置及び従事者の義務について定めております。

具体的には、個人情報保護法第 66 条に規定されており、行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされております。そのため、佐伯市教育委員会においても、漏えい等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じる必要があることから、保有個人情報の適切な管理に関し、訓令を新たに制定しようとするものであります。

その講ずべき安全管理のための必要かつ適切な措置については、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドに記載されています。読み上げますと、安全管理のために必要かつ適切な措置には、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置及び外的環境の把握があり、それぞれ以下のようなものが挙げられるとあります。

その中に、組織的安全管理措置等においてすべきことが記載されています。そして、具体的に講じなければならない安全管理措置については、行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針に基づき実施することが求められるとされています。

その指針につきましては、この資料の事務対応ガイドの 139 ページに記載をしています。読み上げます。「この指針は、法第 66 条第 1 項の規定等を踏まえ、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示すものである。各行政機関等においては、この指針を参考として、個人情報の適切な管理に関する定めを整備するとともに、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」とされていることから、今回制定しようとする訓令につきましては、この指針の内容に準じて整備し、この訓令にのっとり個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じようとするものであります。

それでは、制定しようとしている訓令の内容について説明させていただきますが、別冊の個人情報の適正な取扱いのための研修資料も見ながら説明をさせていただきます。

＝ 個人情報の適正な取扱いのための研修資料等の説明 ＝

時間の都合により、全てを説明することはできませんが、これまで説明したように、今回制定しようとする訓令は、個人情報保護委員会が示しています指針に準じて規定をしているものとなります。

また、この訓令は、市長部局、市議会、選挙管理委員会など、本市の各機関で同じ内容で、それぞれ訓令を定めようとするものであります。

以上で議案第 1 号佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の制定についての説明を終わります。

教育長 詳しく説明がありましたが、基本的には個人情報保護法の第 66 条第 1 項に、行政機関の長等は、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないというふうにされていますので、これを受けて、佐伯市においても安全管理に関する規程を制定しようとするものであります。

それでは協議の方に入りたいと思います。御質問、御意見のある方はよろしくお願いたします。

平井委員 法律の規定により規程を定めるということはもったもですが、従来やっていることと変わらないという理解でよいのですか。新たに組織を作るということはあるのでしょうか、そのほかの取扱いについて極端に変わるようなことはありますか。

教総課長　今回は法の規定に基づいて制定をするのですが、いろいろな情報セキュリティなどの部分では、これまでも市の中で同じような取組をしてきているところでもあります。だけれども、今回こういった法に基づいて規程というか、そういった形のものを作りなさいということでもありますので、実際これまでになかったものを新たに作るという部分ではなくて、これまであった部分をより確実にいろいろな部署で、やっていこうというような形のものになるかと思います。

藤崎委員　まず、この個人情報保護委員会は、文科省の管轄ということでよいのでしょうか。

教総課長　少し時間を頂けますか。

藤崎委員　法律が定められたということはわかるのですが、どこからこれを作りなさいというのが出て、そして今回の規程はそれにのっとり定められていますが、その元となるものを鵜呑みにしていいのかどうかということを知りたいのですが。

事務局　この指針を出しています個人情報保護委員会がどこの担当部署かということについては、少し確認をさせていただきたいと思います。まず、個人情報保護法の取扱いについてですが、今まで各市町村で、地方公共団体の定める条例で取扱いされていたものが、行政機関についても同じ個人情報保護法の管轄になり、その範疇になります。その法律の解釈等については、国、先ほどの個人情報保護委員会が担っているという状況であります。そのため、その解釈等を担っている機関から、こういった指針が出されていますので、こういった指針にのっとり行っていくこととあります。

藤崎委員　全国の市町村においても、このような感じでやられているということですか。

事務局　そうです。

藤崎委員　そのような中、佐伯市においても作らないといけないということでしょうか。

事務局　はい。

藤崎委員　もう一つだけ、監査のところですが、資料の50ページを見ると、監査をやりますというふうに書いてあり、監査責任者と書いてあるのですが、この監査責任者は、佐伯市だと誰になるのですか。

事務局　監査責任者は、訓令の規定の中にうたわれているのですが、第7条に監査責任者は、市長部局の総務課長が当たるようになっています。

藤崎委員 総務課長ということはつまりは、中の人ということですよ。中の人が自主的に監査をするということですね。そして、監査の結果は、そのラインで言えばもう一つ上の教育部長が総括保護管理者なので、その人に報告をするということによいのですか。

事務局 監査のところで、この訓令では、第 42 条、監査責任者はその結果を最高総括保護管理者に報告することとなっています。最終的には、最高総括保護管理者は副市長になりますので、副市長に報告するような形をとっています。

藤崎委員 監査は、しっかりと独立して行われるということによいのでしょうか。つまりは、内部監査だから、例えば自分の課とか、自分のところに直接関係あるような不祥事がもしあるのではないかというような時には、それでもきちんと透明性をもって報告がなされればいいなという気持ちなんです。

事務局 教育委員会から見ますと、市長部局の総務課長でありますので、佐伯市としては同じですが、別立て、別の機関にはなっています。ただ、市長部局の方から見ますと、その内部の職員の監査ではあるのですが、そこはしっかりと監査されると思っております。

藤崎委員 わかりました。何か仕組みがあると、見つけたときも、その個人の云々ではなくて、正しい報告が速やかになされるのではないかと思いますので聞いてみました。

教育長 個人情報保護委員会は、消費者委員会と同じように内閣府の外局のようです。何か他にございますか。

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第 1 号の承認についてお諮りいたします。議案第 1 号については、提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 1 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 2 号 佐伯市最勝海宿泊研修施設の廃止の決定について

教育長 続いて、議案第 2 号佐伯市最勝海宿泊研修施設の廃止の決定について、丸山社会教育課長が説明をいたします。

社教課長 議案第 2 号についてご説明をさせていただきます。本議案につきましては、佐伯

市最勝海宿泊研修施設の廃止を決定することについて、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第3号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

廃止しようとする施設の状況等について資料により、説明させていただきたいと思っております。施設の現状は、昭和56年に建築された最勝海中学校を、平成16年に1階を高齢者福祉施設、2階を宿泊研修施設として、改修した施設でございます。所在は、佐伯市上浦大字最勝海浦1448番地2、蒲戸地区になります。建築年は、1981年、昭和56年3月。構造は、鉄筋コンクリート造2階建て。延べ床面積が、1,076.3㎡。2階部分が、500.3㎡。耐震性のある建物でございます。

そのうち、今回廃止しようとするのは、社会教育課が所管している2階の宿泊研修施設のみとなります。

施設の内容は、和室2室、洋室7室、ほかに会議室、大浴場、事務室、調理室がございます。また、避難所として指定はされておらず、当該施設の入口は外階段を利用するしかなく、客室の空調設備もありませんし、給湯用のボイラーが故障して、令和元年から利用休止となっている状況でございます。

それから、この建物の1階部分につきましては、市の福祉保健部高齢者福祉課の所管となっております。社会福祉協議会が指定管理者として、佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウスという形で、現在も利用をされております。

次にこれまでの経過についてですが、令和2年度に地元蒲戸地区に施設の活用や譲渡について照会をしておりますが、地区としては不要であるとのことだったようです。また、上浦振興局とも利活用について協議してきましたが、振興局として具体的な考えはないということでした。

当該施設の利用実績については、ボイラーが故障して休止する前の3年間の状況を記載しております。平成28年度は、4件で使用料が合計11万2,320円入っております。同様に19年度は8件で使用料が14万6,880円、30年度は4件で使用料が12万960円というふうになっています。このように利用は少なく、その主なものとしては、地元出身者が帰省した際にご利用しているというような状況でした。

そういった状況の中で、担当課の方針としては、施設休止の原因となったボイラーの修繕をするためには、400万円程度を要する見込みであり、現状の施設形態、利用状況では、回収に見合うだけの費用対効果は見込めないというふうに考えております。また、施設の老朽化も進んでおり、エレベーターや空調設備もなく、宿泊を伴う青少年を中心とした社会教育事業としての利用も見込めない状況でございます。そのようなことから、今後も社会教育施設として活用していくことは、困難であるとの判断から、廃止をしたいということでございます。

なお、廃止後の施設につきましては、社会教育施設としての縛りがなくなりますので、幅広く有効活用について検討していきたいというふうに考えています。

地元市議会議員の方に廃止について事前に相談しましたところ、上浦地区においては、令和7年度からコミュニティ組織が発足するようになっています。その組織の中で、利活用について検討することができるのではないだろうかという御見も

いただいていますので、まずは地区の方で有効活用の検討を再度していただきたいと考えているところです。

以上で、議案第2号佐伯市最勝海宿泊研修施設の廃止の決定についての説明を終わります。

教育長 それでは審議を行います。御意見、御質問のある方は、お願いをいたします。

教育長 よろしいでしょうか。

 それでは、承認についてお諮りいたします。議案第2号については、提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第2号については、提案どおり承認といたします。

報告事項等

- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 これで令和6年第1回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16 時 12 分